

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針
（留意事項（消費・安全局長通知）溶込版）

平成27年4月1日
農林水産大臣公表

<目次>

前文	1
第1 基本方針	2
第2 発生時に備えた事前の準備	4
1 農林水産省の取組	4
2 都道府県の取組	4
3 市町村及び関係機関の取組	5
第3 BSE監視のための検査	6
1 死亡牛検査並びに異常牛の発見及び検査の実施等	6
(1) 死亡牛検査及びその結果の報告	6
ア 死亡牛検査	6
イ 死亡牛の検査結果の報告	7
(留意事項)	
1 死亡牛検査について	7
(1) 死亡牛検査結果の取りまとめ及び動物衛生課への報告	7
(2) 死亡牛検査及びその結果の報告について	7
ア 生前に特定臨床症状(防疫指針第3の1の(2)のアの(ア)に示す症状)を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の取扱い	7
イ 生前に歩行困難、起立不能等であった牛の取扱い	8
ウ 通常の死亡牛	9
(2) 異常牛の発見及び検査の実施	9
ア 牛の所有者等から通報を受けたときの対応	9
イ 都道府県による臨床検査等	10
(留意事項)	
2 臨床検査等に係る調書について	11
(留意事項)	
3 特定臨床症状牛の判定及び異常牛検査による疑似患畜の判断	11
(3) (1)のアの検査又は(2)のイの(オ)の検査で陽性となった場合の対応	12
(留意事項)	
4 BSE検査に係る解剖及び採材方法について	12
(1) 服装、器具	12
(2) 採材箇所	12
(3) 術式	13
(4) 終了後の洗浄、消毒	13
(5) 動物衛生研究所への材料の搬入	14
(6) 消毒等の措置	14
(7) 問い合わせ先	15
(4) 動物衛生研究所による確定検査の陽性判定に備えた準備	15

(5) 動物衛生研究所による確定検査	15
2 厚生労働省による検査	15
(1) 食肉衛生検査所におけるスクリーニング検査	15
(2) 厚生労働省による確認検査	16
第4 病性等の判定	17
1 病性の判定	17
(1) 第3の1の(2)のイの(ア)及び同(エ)の結果を踏まえた病性の判定	17
(2) 第3の1の(5)及び同2の(2)の結果を踏まえた病性の判定	17
2 患畜及び疑似患畜の判定	17
(1) 患畜	17
(2) 疑似患畜	17
第5 病性等の判定時の措置	19
1 関係者への連絡	19
2 対策本部の設置及び農林水産省・都道府県等の連携	19
3 報道機関等への公表	20
4 防疫措置に必要な人員の確保	21
第6 発生農場等における防疫措置	22
1 疑似患畜の殺処分等	22
(留意事項)	
5 死亡牛の保管施設、採材施設及びこれらに附帯する施設の要件並びに死亡牛の管理等の手順について	22
(1) 施設の要件	22
(2) 管理等の手順	22
2 患畜の同居牛の措置	23
3 死体の処理	24
4 汚染物品の処理	24
5 畜舎等の消毒	24
6 疫学情報の収集	25
(留意事項)	
6 疫学情報等の収集について	25
7 牛の評価	25
(留意事項)	
7 牛の評価額の算定方法	25
8 と畜場におけるBSEの発生時の措置	26
第7 発生の原因究明	27
第8 研究の推進	27

第9 その他28

(留意事項)

別記様式 1	死亡牛届出及びBSE検査の状況	29
別記様式 2	牛海綿状脳症 (BSE) 検査材料の詳細	30
別記様式 3	異常牛を疑う牛の発生届出事項	31
別添 1	大孔法の手順	32
別添 2	採材方法	33
別添 3	脳が融解液化している場合の採材方法	34
参考 1	検体の郵送に当たっての注意	35
参考 2	輸送許容物件表示ラベル	37
参考 3-1	郵便物に含まれる危険物申告書 (牛の組織等)	38
参考 3-2	郵便物に含まれる危険物申告書 (牛の組織等) 記入例	39
参考 4	チェックリスト	40
参考 5	BSE検査チャート	41
参考 6	連絡・通報体制のフローチャート	42
参考 7	BSE患畜決定までの流れ	43

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針

前文

- 1 牛海綿状脳症（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第2条第1項の表15の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。以下「BSE」という。）は、BSEプリオンを病原体とする牛のプリオン病である。
- 2 BSEは、1986年に英国において初めて確認され、その後、同国での発生が急増し、ピーク時の1992年には37,280頭の牛で発生が確認された。
また、BSEは、1990年代には欧州諸国に広がり、我が国においても、2001年9月に初めて発生が確認され、これまでに36頭の牛で発生が確認されている。
- 3 しかしながら、近年、飼料規制等の対策の徹底により、BSEは世界的に発生頭数が減少し、我が国においては、飼料規制開始直後の2002年1月生まれの牛を最後にその発生は確認されていない。
このような状況の中、我が国は2013年5月に、国際獣疫事務局（以下「OIE」という。）から「無視できるBSEリスク」の国に認定され、我が国のBSE対策の有効性が国際的にも評価されている。
- 4 BSEは飼料規制等の対策の徹底により、その発生及びまん延を防止できると考えられている。しかしながら、仮に、再度BSEが発生し、まん延するような事態になれば、
 - (1) 国民の牛肉に対する安全性の信頼をなくし、
 - (2) 牛肉消費の低下を招き、長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
 - (3) 国民への畜産物の安定供給を脅かし、
 - (4) 地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、
 - (5) 国際的にも信用を失うおそれがあることから、引き続き、一定のリスク管理措置を継続する必要がある。
- 5 このため、牛の所有者、行政機関（農林水産省、都道府県及び市町村）及び関係機関は緊密に連携し、リスク管理措置の実効性を確保するための防疫体制を維持する必要がある。
- 6 なお、本指針については、BSEの発生の状況の変化や科学的知見・技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1 基本方針

1 BSEは、通常、牛がBSEプリオンに汚染された飼料等を摂取することで感染し、比較的長期間の潜伏期間を経て発症する。

このため、BSE対策では、効果的な飼料規制等の対策の継続的な実施が重要である。

したがって、牛の所有者、飼料製造業者、化製場等の事業者等は、BSEの特徴を十分に理解し、引き続き、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）等に基づく飼料規制を適切に実施する必要がある。

2 近年、飼料規制等の対策の徹底により、BSEは世界的に発生頭数が減少しているが、次の理由から、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号。以下「特措法」という。）に基づく一定レベルの監視体制を継続する必要がある。

(1) これまでの検査の積重ねにより、BSEプリオンに汚染された飼料等を摂取することが感染の原因とされるBSEとは異なる非定型BSEと呼ばれるBSEが確認されている。非定型BSEは、世界的にも極めて事例が少ないが、孤発性の疾病であることが示唆されており、万全を期す必要がある。

(2) 今後、何らかの要因によりBSEの感染経路が遮断されていない事態が生じた場合に備える必要がある。

(3) 我が国のBSE対策の国際的な評価を維持するためにも、一定レベルのBSE監視のための検査を継続する必要がある。また、国産畜産物の輸出促進の観点等から「無視できるBSEリスク」の国のステータスを維持することが重要である。

3 このため、行政機関及び関係機関は、次の役割分担の下、全ての牛の所有者がBSE対策の重要性を理解し、かつ、実践できるよう、BSEの発生の予防及び発生時に備えた準備に万全を期す。

(1) 農林水産省は、BSEの発生リスク等に関する情報に基づく適切な輸入検疫を実施するとともに、飼料規制の実効性を確認する。また、都道府県に対し、必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導及び助言を行う。

(2) 都道府県は、牛の所有者への指導を徹底するとともに、BSEの発生時に備えた準備を行う。

(3) 市町村及び関係機関は、都道府県が行う牛の所有者への指導やBSEの発生時に備えた準備に協力するとともに、牛の所有者に必要な支

援を行う。

- 4 BSEの発生時には、円滑かつ的確な防疫措置により、まん延防止を図ることが重要である。

防疫措置を実施するための経費については、家伝法第58条から第60条までの規定に基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっていることを踏まえ、行政機関及び関係機関は、次の役割分担の下、円滑かつ的確な防疫措置を実施する。

- (1) 農林水産省は、必要な防疫措置等を定めた防疫方針（第5の2の（1）の防疫方針をいう。）の決定・見直しを責任を持って行うとともに、これに則した都道府県の具体的な防疫措置に対して支援する。また、家伝法を踏まえ、必要な予算を迅速かつ確実に手当てる。
- (2) 都道府県は、（1）の防疫方針に則した具体的な防疫措置を的確に実施する。
- (3) 市町村及び関係機関は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係機関に委託して防疫措置を実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、家伝法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

- 5 BSEの発生時には、迅速な疫学調査により、過去の飼料給与状況、同居牛等を把握することで、疑似患畜を特定し、当該疑似患畜の検査、殺処分及び焼却処分を行うことで感染源を確実に遮断するとともに、飼料規制上の問題の有無について検証することが重要である。

このため、行政機関及び関係機関は、BSEの発生時における的確なまん延防止措置及び飼料規制の検証が講じられるよう、危機管理体制を維持する必要がある。

- 6 なお、農林水産省は、家伝法第3条の2第2項の規定に基づき、必要に応じ、特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を作成する。

第2 発生時に備えた事前の準備

1 農林水産省の取組

- (1) 常に海外における最新のBSEの発生状況を把握し、必要に応じて都道府県及び関係機関に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表する。
- (2) 飼料規制の実効性を確認するため、関係機関と連携し、定期的に飼料製造業者、化製場等の事業者への立入調査等を行い、その結果を公表する。
- (3) 各都道府県のBSEの発生時に備えた準備状況を把握し、また、必要に応じて市町村及び獣医師会、生産者団体等の関係機関との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、都道府県に対し、必要な改善指導及び助言を行う。

2 都道府県の取組

- (1) 牛の所有者及び死体を検案した獣医師に対して、特措法第6条第1項の規定に基づき、家伝法第13条第1項の規定による届出をする場合その他牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号。以下「特措法施行規則」という。）第2条各号に掲げる場合を除き、届出義務が生じていることを周知するとともに、第3の1の(1)のアの(ア)の検査が確実にに行われていることを確認する。
- (2) 日頃から関係部局と連携し、農林水産省及び関係機関が行う飼料製造業者、化製場等の事業者への立入調査等に協力する。
- (3) 1の(1)により農林水産省から提供を受けた海外におけるBSEの発生状況に関する情報を、必要に応じ、電話、電子メール、ファクシミリ、郵送等により、全ての牛の所有者及び関係機関に周知する。
- (4) 牛の所有者ごとに、BSEが発生した場合の防疫対応に必要な情報（農場の所在地、飼育頭数等）を把握する。
- (5) BSEの発生時に円滑かつ的確な防疫措置を実施できるよう、防疫措置に必要な人員の確保、衛生資材、薬品等の備蓄、死亡獣畜保管場の確保等を行う。

また、BSEの発生時における焼却施設の利用に関して、BSEの患畜や疑似患畜が多数確認される場合等を想定し、あらかじめ焼却施設のリストアップを行い、当該施設が所在し、又は当該施設を管轄する都道府県、市町村等と調整する。

- (6) BSEの発生時に備え、市町村及び関係機関との連絡窓口の明確化、地域の牛の飼育状況等の情報共有等を行い、連絡体制を整備す

る。

(7) 都道府県畜産主務課の防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。

3 市町村及び関係機関の取組

2に規定する都道府県の取組に協力する。

第3 BSE監視のための検査

1 死亡牛検査並びに異常牛の発見及び検査の実施等

(1) 死亡牛検査及びその結果の報告

ア 死亡牛検査

(ア) 都道府県知事は、特措法第6条第1項の規定に基づく届出のあった48か月齢以上の死亡牛について、当該死亡牛の所有者に対し、特措法第6条第2項の規定に基づき、家伝法第5条第1項の規定により、家畜防疫員による検査を受けるべき旨を命令し、次のaからcまでに分類した上で、当該検査を実施する。

この場合、当該検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「家伝法施行規則」という。）第9条第2項及び別表第1の規定に基づく検査とする。

a 生前に後述する（2）のアの（ア）に規定する特定臨床症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛

b 生前に歩行困難、起立不能等であった牛又は上記a以外の理由によりと畜・解体禁止となり、死亡し、又はとう汰された牛

c 上記a及びbに該当しない牛

(イ) 48か月齢未満の死亡牛は、特措法第6条第1項の規定に基づく届出対象ではなく、また、48か月齢以上の死亡牛であっても、特措法施行規則第2条各号の規定に該当する場合は、特措法第6条第1項の規定に基づく届出を行う必要がないとされているが、都道府県は、原則として、以下のもの（特措法施行規則第2条第6号の規定に該当するもの並びに病原体が散逸するおそれがあるものとして家伝法第16条の規定に基づきと殺されたもの及び家畜防疫員が検査の実施が困難であると判断したものを除く。）を（ア）と同様の検査方法により検査を実施することとする。

a 48か月齢以上の死亡牛であって、生前に後述する（2）のアの（ア）に規定する特定臨床症状を呈していた又は呈していた可能性が高いもの

b 48か月齢以上の死亡牛であって、生前に歩行困難、起立不能等であったもの

c 48か月齢以上の死亡牛であって、家伝法第16条第1項第1号及び第2号の疾病以外の家畜伝染病の患畜又は疑似患畜で死亡し、又は殺処分されたもの及び届出伝染病にかかっている又はかかっている疑いがあるもの

d 48か月齢未満の死亡牛であって、生前に後述する（２）のアの（ア）に規定する特定臨床症状を呈していた又は呈していた可能性が高いもの

e そのほか、家畜防疫員が必要と認めた死亡牛又はとう汰された牛（48か月齢未満であって、（ア）のbに該当する牛等）

イ 死亡牛の検査結果の報告

都道府県は、家伝法第5条第1項の規定に基づき実施したBSE検査の結果について、死亡前の臨床症状の情報を含め、毎月20日までに、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。ただし、エライザ法で陽性が認められた場合は、その都度、動物衛生課に報告するものとする。

（留意事項）

1 死亡牛検査について（防疫指針第3の1の（1））

（1）死亡牛検査結果の取りまとめ及び動物衛生課への報告

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年4月1日農林水産大臣公表（以下「防疫指針」という。）第3の1の（1）のサーベイランスの結果については、都道府県畜産主務課は農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）宛てに、毎月20日までに前月分を別記様式1により、検査状況を取りまとめ、報告する。また、防疫指針第3の1の（1）のアの（ア）のa又は（イ）のa若しくはdに該当する牛については、別記様式2により、死亡前の臨床症状、確定診断結果等を報告する。

なお、死亡牛の届出はあったが、BSE検査を実施しなかった牛のうち、牛海綿状脳症特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号。以下「特措法施行規則」という。）第4条第1号から第4号までの場合に該当しない事例が確認された場合は、その都度、理由とともに動物衛生課に報告する。

（2）死亡牛検査及びその結果の報告について

ア 生前に特定臨床症状（防疫指針第3の1の（2）のアの（ア）に示す症状）を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の取扱い

以下のいずれかに該当する牛のうち、48か月齢以上の牛については、防疫指針第3の1の（1）のアの（ア）のa又は（イ）のaに分類し、48か月齢未満の牛については、防疫指針第3の1の（1）の

アの（イ）のdに分類する。

- ① 生前に特定臨床症状を呈していた又はその可能性が高い牛（治療をせず又は治療中にとり汰され又は死亡した牛を含む。）。具体的には、ヒストフィルス・ソムニ感染症、リステリア症、大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎又は神経症（全身又は後軀に異常が見られる神経麻痺及び神経系の腫瘍で、髄膜炎、旋回病、閉鎖神経麻痺、大腿神経麻痺、坐骨神経麻痺、脳腫瘍、脊髄腫瘍、末梢神経系腫瘍又は下垂体腫瘍）であると疑われた又は確定診断された牛であって、かつ、治療に反応せず進行性の中樞神経症状を呈していた又はその可能性が高い牛。
- ② 死亡原因が確定できない場合であって、かつ、飼養者の稟告等から、家畜防疫員により生前に特定臨床症状を呈していた可能性が高いと判断された牛。
- ③ 農場から異常牛を疑う通報があり、当該牛について、家畜防疫員により特定臨床症状を呈すると判定される前に、死亡し又は家畜防疫員の確認を受けた上でとり汰された牛。

なお、農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関において、BSEの感染実験に供された牛（陰性対象牛を含む）については、原則として防疫指針に基づく検査対象とはしない。

イ 生前に歩行困難、起立不能等であった牛の取扱い

以下のいずれかに該当する牛については、それぞれ、防疫指針第3の1の（1）のアの（ア）のb又は（イ）のb、c若しくはeに分類する。

- ① 感染症を疑わない進行性の神経症状を呈する疾病としては、BSE以外にも低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウンナー症候群等がある。獣医師が臨床症状、生化学検査等から、生前にこれらのBSE以外の疾病で歩行困難、起立不能又は神経症状を主徴とする疾病（1の（2）のアの①の疾病以外で、低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウンナー症候群、頸髄症、変形性脊椎症、脳軟化症、癲癇、顔面神経麻痺、三叉神経麻痺、肩甲上神経麻痺、橈骨神経麻痺、腓骨神経麻痺、脛骨神経麻痺、その他の末梢神経麻痺）であると診断し、死亡し又はとり汰された48か月齢以上の牛については、防疫指針第3の1の（

- 1) のアの (ア) のb又は (イ) のbに分類する。
- ② 死体の検案により、アの①の疾病にかかっていたことが判明した場合については、飼養者、検案した獣医師等に当該牛の生前の症状を再度確認することとし、当該牛が特定臨床症状を呈していた可能性が低い場合であって、48か月齢以上の牛については、防疫指針第3の1の(1)のアの(ア)のb又は(イ)のbに分類する。なお、当該牛が特定臨床症状を呈していた可能性が高い場合であって、48か月齢以上の牛については、防疫指針第3の1の(1)のアの(ア)のa又は(イ)のaに分類し、48か月齢未満の牛については、防疫指針第3の1の(1)のアの(イ)のdに分類する。
- ③ 48か月齢以上の死亡牛であって、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第16条第1項第1号及び第2号の疾病以外の家畜伝染病の患畜又は疑似患畜で死亡し、又は殺処分されたもの及び届出伝染病にかかっている又はかかっている疑いがあるものは、防疫指針第3の1の(1)のアの(イ)のcに分類する。
- ④ 48か月齢未満であって、特定臨床症状を示さないが、BSE検査が必要であるとする合理的な理由があって検査された場合は防疫指針第3の1の(1)のアの(イ)のeに分類（特定臨床症状は示さなくても、これまでに観察したことのないような行動や症状等の何らかの変化を感じられた場合等）し、その理由を動物衛生課に報告する。

ウ 通常の死亡牛

48か月齢以上であって、届出対象である牛のうち、以下のいずれかに該当する場合は、防疫指針第3の1の(1)のアの(ア)のcに分類する。

- ① 通常の死亡牛（上述のア、イに該当しない牛。神経症状等を呈せず、事故等による骨折、削蹄不良等の原因が明らかな関節炎又は蹄病等により起立不能となり、死亡し又はとう汰された牛を含む。）
- ② 死亡前の症状が不明の牛

(2) 異常牛の発見及び検査の実施

ア 牛の所有者等から通報を受けたときの対応

都道府県は、次の場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場又はと畜場に派遣する。

また、都道府県は、通報者等に対し、当該農場の飼育家畜及び牛の死体等の移動を自粛するなど必要な指導を行う。

(ア) 牛の所有者又は獣医師から、農場段階において、次のいずれかの症状（以下「特定臨床症状」という。）を呈する牛がいる旨の通報を受けた場合

① 治療に反応せず、次のいずれかの行動を伴う進行性の変化

a 興奮しやすい

b 音、光、接触等に対する過敏な反応

c 群内序列の変化

d 搾乳時の持続的な蹴り

e 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し

f 扉、柵等障害物におけるためらい等

② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状

(イ) と畜場における生体検査で奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状等により、と殺・解体禁止となった牛がいる旨の通報を受けた場合

イ 都道府県による臨床検査等

(ア) 家畜防疫員は、アの（ア）の農場又は同（イ）のと畜場において、異常牛（アの（ア）又は（イ）の通報を受け、家畜防疫員が特定臨床症状を呈するものと認めた牛をいう。）及び当該牛が飼育されていた農場の同居牛に対して特定臨床症状の有無について、徹底した臨床検査を実施する。

なお、臨床検査の際、可能な限り、デジタルカメラ等により動画を撮影する。

(イ) 家畜防疫員は、（ア）の臨床検査が終了し次第、過去の動物性加工たん白質の給与歴の有無、移動履歴、アの（ア）の通報に係る事項の状況、症状に関する報告等を記載した調書を作成し、撮影した動画とともに、速やかに都道府県畜産主務課に調査の結果を報告する。

(ウ) 都道府県畜産主務課は、（ア）の臨床検査の結果、BSEを疑う場合には、速やかに動物衛生課に臨床検査の結果を報告するとともに、当該牛が当該都道府県外の農場から当該都道府県の農場又はと畜場に出荷された牛である場合には、出荷農場が所在する都道府県

畜産主務課（以下「出荷都道府県畜産主務課」という。）にも当該結果を連絡する。

また、（イ）の調査の結果、当該牛が12か月齢まで当該農場以外で飼育されていたことが判明した場合、動物衛生課は、飼育されていた農場が所在する都道府県畜産主務課に関連情報を速やかに連絡する。

（留意事項）

2 臨床検査等に係る調書について（防疫指針第3の1の（2））

防疫指針第3の1の（2）のイの（ア）の家畜防疫員による農場等での臨床検査の結果については、別記様式3により記録する。

（エ）都道府県畜産主務課は、（ア）の臨床検査の結果に基づき、動物衛生課と協議の上、経過観察の必要性について検討を行う。経過観察が必要と認められた牛については、家畜防疫員は、家伝法第14条第3項の規定に基づき、21日を超えない範囲内で、移動の制限を指示した上で、当該期間内における特定臨床症状の有無を確認し、都道府県畜産主務課にその結果を連絡する。

また、当該都道府県畜産主務課は、動物衛生課にその結果を連絡する。

（オ）都道府県畜産主務課は、（ア）の臨床検査及び（エ）の経過観察の結果、当該牛がBSEである可能性が高い場合、動物衛生課と協議の上、家伝法第20条第1項の病性鑑定としてエライザ検査を実施する。

（留意事項）

3 特定臨床症状牛の判定及び異常牛検査による疑似患畜の判断（防疫指針第3の1の（2））

異常牛の報告を受け、家畜防疫員が特定臨床症状に該当するか否かを判定するに当たっては、治療への反応、防疫指針第3の1の（2）のアの（ア）に示すBSEに特徴的な症状、過去のBSE牛との疫学的関連性、月齢（出生年）等を踏まえて総合的に判断する。

(3) (1) のアの検査又は(2) のイの(オ) の検査で陽性となった場合の対応

都道府県畜産主務課は、都道府県食品衛生主務課及び動物衛生課（加えて、必要に応じて出荷都道府県畜産主務課）に対して、(1) のアの検査又は(2) のイの(オ) の検査で陽性となった旨を連絡するとともに、動物衛生課と協議の上、確定検査のため、検体（生及びホルマリンで固定された延髄）を、(5) の死亡牛等の確定検査を我が国で唯一実施している国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に送付する。また、動物衛生課は、その旨を厚生労働省に連絡する。

(留意事項)

4 BSE検査に係る解剖及び採材方法について（防疫指針第3の1）

家畜保健衛生所における本病の検査に係る解剖、採材等に当たっては、以下の点に留意する。

(1) 服装、器具

フード付きディスポーザブルのつなぎを着用する。頭部はつなぎのフードをかぶり、マスク及びフェイスシールドを着用する。2対のディスポーザブルグローブの間に切創防止用インナーグローブを着用し、作業着の袖口と外側の手袋はテープで固定する。刀等ではできる限りディスポーザブルのものを使用する。

(2) 採材箇所

次のいずれかで行う。

ア 脳のみを採材する。延髄の一部を密閉容器に入れ（バッファー等は使用しない）4℃（氷詰）保存し、残りの部分は右半分を4℃（氷詰）保存し、左半分を10%中性緩衝ホルマリンで固定する。

イ 大孔法により、脳幹部のみを採材する。

ウ 脳が融解液化していると考えられる場合は、大孔法に準じて脳幹部のみを採材する。

※ 疑似患畜とされた牛については、開頭法により脳全体を採材することとする。脳は正中で縦断して、右半分を生材料として冷凍し、左半分を中性緩衝ホルマリン固定材料とする。

※ エライザ検査で陽性となった牛については、検査結果判明後、

直ちに頭部を冷凍保存する等の措置を行う。

(3) 術式

- ア 解剖及び採材は、大きなシートの上又は施設内において、かつ、汚水の消毒が可能な場所において行う。
 - イ 生体は可能な限り全身麻酔下で放血殺する。放血にはカニューレを用い、血液はビニール袋等にできる限り回収する。回収した血液は焼却処分するが、エライザ検査で陰性が確認されたもののみであれば他の衛生的な処理を行うことも可能である。
 - ウ 脳のみを採材する。組織片の飛散を避けるため、開頭には鋸その他家畜防疫員が適当と認める器具・器材を用いる。主病変は脳幹部に存在するので、この部位を破損しないよう十分注意する。大孔法による場合には、別添1により、脳幹部を採材する。
 - エ 別添2により、延髄の一部を4℃（氷詰）保存用に採材する。小脳及び脳の残りの部分は正中で縦断して、右半分を4℃（氷詰）保存し、左半分を10%中性緩衝ホルマリンに侵漬し固定する。
 - オ 脳が融解液化していると考えられる場合は、大孔法に準じて別添3により、延髄5g程度を4℃（氷詰）保存用に採材する。
- ※ 解体時は、できる限り内容物が散乱しないように注意し、回収して焼却処分する。

(4) 終了後の洗浄、消毒

- ア 解剖器具等は焼却可能な布等で汚れを落とした後、次のいずれか又は同等以上の消毒処理を行う。
 - ① 2規定の水酸化ナトリウム水に2時間浸漬し、水洗した後、121℃ 20分のオートクレーブ処理を行う。
 - ② 3%ドデシル硫酸ナトリウム水（以下「3%SDS水」という。）により10分間煮沸処理し、水洗した後、121℃ 20分のオートクレーブ処理を行う。
 - ③ 3%SDS水に浸漬したまま、121℃ 20分のオートクレーブ処理を行う。
 - ④ 有効塩素濃度2%の次亜塩素酸ナトリウム水で洗浄した後、さらに次亜塩素酸ナトリウム水に一昼夜漬けて消毒する。
- イ 解剖室は有効塩素濃度2%の次亜塩素酸ナトリウム水で消毒す

る。

ウ ディスポーザブル用品は全て焼却する。

エ 長靴は履いたままブラシを用いて、有効塩素濃度2%の次亜塩素酸ナトリウム水で洗浄した後、さらに次亜塩素酸ナトリウム水に一昼夜漬けて消毒する。

使用済みの消毒薬等については、環境や水系を汚染しないように中和等の処理を行った上で、地方公共団体条例等に従い処分する。

(5) 動物衛生研究所への材料の搬入

ア 都道府県畜産主務課を通じ、動物衛生課に連絡するとともに、原則として家畜保健衛生所においてエライザ検査を行う。エライザ検査が陽性の場合は、別記様式2又は3、エライザ検査の結果及び病性鑑定依頼書（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）が定める様式）を添えて動物衛生研究所に材料を搬入する。

イ 搬入材料

(ア) 生材料：別添2に準じ、縦に分割した延髄約5gを採材し、門部約3cm及びその前後を別の密閉容器に入れる。なお、容器は密栓した上、周囲を2規定の水酸化ナトリウム水で消毒し、さらに頑丈な輸送用の容器に収める。この輸送用容器ごとクーラーボックス中に収め、冷蔵にて動物衛生研究所に搬入する。検体を送付する場合には参考1に従う。やむを得ず延髄生材料を長期間保存する際は密閉容器に入れて-80℃保存する。なお、エライザ検査に供試した乳剤の残りについても動物衛生研究所に送付する。

(イ) 固定材料（病理組織学的検査及び免疫組織化学的検査に使用する。）：10%中性緩衝ホルマリン水で固定する。固定容器の周囲を2規定の水酸化ナトリウム水で消毒後、ホルマリン水が漏出しないように注意して動物衛生研究所に搬入する。

(6) 消毒等の措置

ア 病性鑑定施設は有効塩素濃度2%次亜塩素酸ナトリウム水等で消毒する。

イ 疑似患畜以外のもので検査で陰性となった場合は、①死体を直

接焼却、②陰性を確認した後に肉骨粉処理を行い焼却、又は③化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第2条の規定に基づき埋却することとする。

(7) 問い合わせ先

動物衛生研究所 企画管理部業務推進室交流チーム
(TEL : 029-838-7707)

(4) 動物衛生研究所による確定検査の陽性判定に備えた準備

(3) の検体を動物衛生研究所に送付する際、都道府県又は出荷都道府県は、次に掲げる措置を講じ、その進捗状況を動物衛生課に報告する。

ア (1) のアの検査で陽性となった牛の死亡前の臨床症状の把握

イ 疑似患畜の焼却方法、同居牛の扱い、患畜・疑似患畜の死体及び汚染物品等の処分場所への運搬方法等の検討

ウ 動物衛生研究所による確定検査を実施している牛の農場以外においても、疑似患畜となる可能性がある牛が特定された場合には、当該牛の移動を自粛するよう指導するとともに、他の都道府県で当該牛が飼育されている場合は、当該他の都道府県の畜産主務課に連絡し、連絡を受けた都道府県畜産主務課は、当該牛の移動を自粛するよう指導

(5) 動物衛生研究所による確定検査

動物衛生研究所は、(3) により都道府県から検体の送付があった場合には、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。また、ウエスタンブロット法による検査では、非定型BSEか否かも確認する。

なお、動物衛生研究所はBSEの確定検査を行うため、BSEプリオンを取り扱うことができるバイオセーフティレベル（病原体等を取り扱う実験室・施設に関する世界保健機関（WHO）による格付け）3相当の施設を維持・管理するよう努めることとする。

2 厚生労働省による検査

(1) 食肉衛生検査所におけるスクリーニング検査

と畜場の所在する都道府県畜産主務課は、都道府県食品衛生主務課から、と畜後のスクリーニング検査において陽性となった旨の連絡を受けた場合には、直ちに、動物衛生課、出荷都道府県畜産主務課及び

当該牛から生産されたもの（枝肉、内臓、蹄等）が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡する。その後、関係都道府県では次の措置を講じ、その旨を動物衛生課に報告する。

ア と畜場の所在する都道府県は、次に掲げる措置を講ずる。

（ア）出荷農場の特定

（イ）当該牛から生産されたものがと畜場外に搬出されていないことの確認（と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第5条の規定に基づくと畜検査の結果判明前のと畜場外への持ち出しがある場合は、その所在の確認）

（ウ）疑似患畜となる可能性がある牛を特定するための疫学調査

（エ）（ウ）の疫学調査の結果、検査を実施している牛の農場以外においても、疑似患畜となる可能性がある牛が特定された場合に、当該牛が飼育されている農場が所在する都道府県畜産主務課への連絡（連絡を受けた都道府県は、当該牛の移動を自粛するよう指導）

イ 出荷都道府県畜産主務課は、1の（4）のアからウまでに準じた措置を講ずる。

ウ 当該牛から生産されたものが所在する都道府県は、次に掲げる措置を講ずる。

（ア）当該牛から生産されたもののうち汚染物品となる可能性のあるものの保管に関する指導、確認

（イ）汚染物品の焼却方法の検討

（2）厚生労働省による確認検査

動物衛生課は、厚生労働省による確認検査（（1）のスクリーニング検査で陽性となった後に行われる検査をいう。以下同じ。）の結果について、厚生労働省から連絡を受けた際には、速やかにと畜場の所在する都道府県の畜産主務課及び出荷都道府県畜産主務課にその結果を連絡する。

第4 病性等の判定

1 病性の判定

農林水産省は、次の（１）又は（２）により病性を判定する。

（１）第3の1の（２）のイの（ア）及び同（エ）の結果を踏まえた病性の判定

第3の1の（２）のイの（ア）の臨床検査及び同（エ）の経過観察の結果、BSEである可能性が高い場合については、農林水産省は、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会プリオン病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、病性を判定するものとし、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課、出荷都道府県畜産主務課及び厚生労働省にその判定結果を通知する。

（２）第3の1の（５）及び同2の（２）の結果を踏まえた病性の判定

動物衛生研究所における確定検査（第3の1の（５））及び厚生労働省による確認検査（同2の（２））については、農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、病性を判定するものとし、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課、出荷都道府県畜産主務課及び厚生労働省にその判定結果を通知する。

2 患畜及び疑似患畜の判定

1の病性の判定の結果に基づき、次の（１）に該当する牛を患畜と判定し、（２）のいずれかに該当する牛を疑似患畜と判定する。

（１）患畜

1の（２）の農林水産省の病性判定の結果、陽性と判定された牛

（２）疑似患畜

ア 第3の1の（２）のイの（オ）において、病性鑑定が必要と判定された牛

イ 患畜と疫学的な関連性が高いと判断される牛であって、12か月齢になるまでの間に、生後12か月以内の患畜と同居したことがあり、かつ、当該患畜と同じ飼料を給与されたもの（ただし、飼料の給与状況についての調査結果が得られない場合は、当該患畜の生まれた農場（牛群）において、当該患畜が産まれた日の前後12か月の間に生まれた牛）

ウ 第3の1の（５）の動物衛生研究所による確定検査（ただし、同（２）のイの（オ）の検査で陽性となった場合において、都道府県から動物衛生研究所に送付があったときに行われる確定検査を除く。）又は第3の2の（２）の厚生労働省による確認検査の結果、陽性とも陰

性とも判定できず、他の検査の結果、小委の委員等の専門家の意見等を踏まえ、疑似患畜とすることが適当であるとされた牛

第5 病性等の判定時の措置

1 関係者への連絡

- (1) 都道府県畜産主務課又は出荷都道府県畜産主務課は、動物衛生課から、牛が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、次の者に対し、その旨及び発生農場の所在地（市町村等）について、電話、電子メール、ファクシミリ等により、速やかに連絡する。

ア 都道府県食品衛生主務課

イ 当該牛の所有者

ウ 死亡牛にあつては当該牛の死体を運搬した車両の所有者

エ 死亡牛にあつては当該牛の死体の保管施設及び採材施設

オ 当該都道府県内の関係市町村

カ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体等の関係機関

キ 関係都道府県

- (2) 都道府県畜産主務課又は出荷都道府県畜産主務課は、動物衛生課から、牛が患畜ではないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該牛の所有者に連絡する。また、異状の原因の調査を行い、その結果について当該牛の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の設置及び農林水産省・都道府県等の連携

- (1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜（ただし、第4の2の(2)のイに該当するものを除く。）である旨の判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省牛海綿状脳症防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を設置し、必要な防疫措置等を定めた防疫方針を決定する。

ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。

- (2) 農林水産省は、患畜や疑似患畜が多数確認される場合等は、必要に応じ、動物衛生研究所、独立行政法人家畜改良センター等の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

ア (1)の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、農林水産省及び都道府県が連携を密にできるよう調整する職員

イ (1)の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の作成を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家

ウ 殺処分、焼却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム

エ 小委に設置する疫学調査チーム

- (3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実施するため、患畜又は疑似患畜（ただし、第4の2の(2)のイに該当するものを除く。）であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県牛海綿状脳症防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を設置する。
ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。
- (4) 都道府県は、都道府県対策本部について、その役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、防疫作業、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。
- (5) 農林水産省から派遣された(2)のアの職員は、都道府県対策本部に出席し、必要な調整を行う。
- (6) 都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、生産者団体等との連絡体制を構築する。
- (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、当該防疫措置に必要な範囲内において、速やかに、保有する防疫資材・機材を譲与し、又は貸し付ける。
- (8) 農林水産省、都道府県、市町村及び関係機関は、農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的及び所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

3 報道機関等への公表

- (1) 農林水産省は、第4の2により患畜又は疑似患畜であると判定したときは、その旨を都道府県及び厚生労働省（厚生労働省においては、厚生労働省による確認検査で陽性となった場合に限る。以下同じ。）とともに報道機関等に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、動物衛生課、都道府県畜産主務課及び厚生労働省で協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1)による公表は、原則として、農林水産省、都道府県及び厚生労働省が同時に行う。
- (3) 発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地（市町村等）までにとどめ、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
- (4) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課及び都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関等に公表する。

(5) (1) による公表に当たっては、報道機関等に対し、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、防疫作業の支障にならないよう協力を求める。

4 防疫措置に必要な人員の確保

(1) 都道府県は、患畜や疑似患畜が多数確認される場合等は、必要に応じて、疫学調査、発生農場における殺処分等の防疫措置等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関の協力を得て、必要な人員を確保できる体制を整える。

(2) 当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等への職員の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

第6 発生農場等における防疫措置

1 疑似患畜の殺処分等

- (1) 家畜防疫員は、第4の2の(2)のイに該当する疑似患畜については、当該疑似患畜の所有者に対し、家伝法第14条第1項の隔離を指示する。
- (2) 都道府県知事は、(1)で隔離された疑似患畜の所有者に対し、家伝法第17条第1項の規定に基づき、殺処分を命じる。
- (3) 第4の2の(2)のア及び同イに該当する疑似患畜の殺処分は、原則として都道府県が定める施設の要件を満たす死亡牛の保管施設等で行う。

5 死亡牛の保管施設、採材施設及びこれらに附帯する施設の要件並びに死亡牛の管理等の手順について（防疫指針第6の1）

都道府県畜産主務課は、次に掲げる死亡牛の保管施設、採材施設及びこれらに附帯する施設（以下「保管施設等」という。）の要件並びに死亡牛の管理等の手順をあらかじめ動物衛生課と協議して定める。ただし、既に同等の内容を含む規定を定めている場合については、この限りではない。

(1) 施設の要件

- ① 他の場所と明確に区分されていること。
- ② 洗浄及び消毒が可能な構造であり、かつ、設備を有していること。
- ③ 必要に応じて廃水及び廃棄物の消毒が行える構造であり、かつ、設備を有していること。
- ④ 作業員及び作業車両の消毒のための設備を有していること。
- ⑤ 病原体の散逸を防ぐための措置を適切に講じることができること。

(2) 管理等の手順

- ① 家畜防疫員又は都道府県が指定する者（以下「家畜防疫員等」という。）は、検査中の死体の管理が適切に行われるよう、自ら管理を行うとともに、関係者に対して必要な指示をすること。
- ② 家畜防疫員等は、本病に関する試験研究を推進するため、患畜と診断された牛が動物衛生研究所等において適切に利用できるよう、エライザ検査が陽性となった時点でただちに頭部を冷凍保存

するなどの必要な措置を講ずるよう努めること。

- ③ 家畜防疫員等は、保管施設において対象牛の死体と届出事項を確認し、採材を行うこと。
- ④ 家畜防疫員等は、採材及び保管に際しては、病原体の散逸防止のため、保管、洗浄、汚水の消毒等を適切に実施すること。
- ⑤ 家畜防疫員等は、検査終了後の死亡牛に検査済みの標識等を行い、保管施設からの搬出に取り違えのないよう措置を講ずること。
- ⑥ 家畜防疫員等は、BSE検査で陰性が確認された死亡牛の移送、焼却、埋却、化製処理、肉骨粉の焼却等が適切に行われるよう関係者を指導すること。なお、患畜及び疑似患畜とされた死体並びに汚染物品の処理については、防疫指針第6の3及び4に基づき、家畜防疫員の管理下で焼却処理を行うこと。
- ⑦ その他家畜防疫員等が必要と認めた事項に関すること。
- ⑧ ①及び③から⑦までの措置が確実に講ぜられたことを記録し、個体ごとに確認できるようにしておくこと。

(4) 畜舎外で殺処分する場合には、必要に応じ、次の措置を講じる。

ア 外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。

イ 牛が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。

(5) 殺処分は、作業者の安全を確保することに留意し、麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉に配慮をした上で行う。

(6) (3) で殺処分された牛について、死亡牛の保管施設等で、第3の1の(2)のイの(オ)の病性鑑定のための検査材料(脳)の採取を行い、病性鑑定を実施する。

(7) 都道府県は、必要に応じ、民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、殺処分を完了させる。

2 患畜の同居牛の措置

(1) 家畜防疫員は、家伝法第14条第3項の規定に基づき、患畜の同居牛、生後12か月まで患畜が飼育されていた農場で飼育されている牛等、患畜となるおそれがある牛の飼育者に対して、21日を超えない範囲内において期間を限り、当該牛の移動の制限を指示した上で、当該期間内における特定臨床症状の有無を確認し、都道府県畜産主務課にその結果を連絡する。

また、当該都道府県畜産主務課は、動物衛生課にその結果を連絡す

る。

- (2) (1) の結果、BSEである可能性が高い牛が確認された場合、動物衛生課は、小委の委員等の専門家に対して、家伝法第20条第1項の病性鑑定の実施について意見を聴取する。その結果、病性鑑定の実施が必要とされた場合、動物衛生課と協議の上、当該牛を疑似患畜とし、病性鑑定を実施する。
- (3) (1) の期間内において、特定臨床症状が確認されなかった場合は、当該牛を通常の見取りとする。

3 死体の処理

- (1) 患畜又は疑似患畜とされた死体については、学術研究の用に供される場合を除き、800℃以上で焼却されたことを確認する。
- (2) (1) の処理に際しては、次の措置を講ずる。
 - ア 運搬車両から患畜又は疑似患畜とされた死体の投入場所まで必要に応じてシートを敷く。
 - イ 患畜又は疑似患畜とされた死体置場は、焼却施設等にある他の物品等の置場と隔てて設置するなどの措置を講ずる。
 - ウ 焼却開始後、運搬経路及び運搬機器等の消毒を速やかに実施する。
 - エ 焼却が完了したことを家畜防疫員が確認する。

4 汚染物品の処理

- (1) 家伝法第23条第1項の規定に基づき、患畜の分娩後に排出された胎盤等BSEプリオンによる汚染のおそれがある物品の所有者は、当該物品を汚染物品として、800℃以上で焼却されたことを確認する。

ただし、患畜の生存時の当該患畜に由来する糞尿、生乳、精液、国際受精卵移植学会 (International Embryo Transfer Society) の勧告に従って採取され、取り扱われた受精卵及び未受精卵は、汚染物品に当たらない。
- (2) (1) に際しては、次の措置を講ずる。
 - ア 運搬車両から焼却施設の汚染物品の投入場所まで必要に応じてシートを敷く。
 - イ 汚染物品の置場は、焼却施設にある他の物品等の置場と隔てて設置するなどの措置を講ずる。
 - ウ 焼却開始後、運搬経路及び運搬機器等の消毒を速やかに実施する。
 - エ 焼却が完了したことを家畜防疫員が確認する。

5 畜舎等の消毒

患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等において、汚染物品が付着してい

ることが確認された場合、家伝法施行規則第30条の基準に従い、患畜又は疑似患畜が畜舎から搬出された後、少なくとも1回消毒を実施する。

また、BSEプリオンによる汚染が疑われる物品の消毒は、有効塩素濃度2%以上の次亜塩素酸ナトリウム水等を用いて行う。

6 疫学情報の収集

都道府県は、動物衛生課から、第4の1の(2)又は第3の1の(2)のイの(オ)により、牛が患畜又は疑似患畜(ただし、第4の2の(2)のイに該当するものを除く。)であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、発生農場等における牛の飼育状況、給与飼料等の情報を徹底して収集する。

その際、都道府県は、動物衛生課、関係都道府県及び市町村並びに独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター等の関係機関と連携して、飼料、動物用医薬品等への肉骨粉等の混入の可能性の有無等を確実に把握する。

(留意事項)

6 疫学情報等の収集について(防疫指針第6の6)

防疫指針第6の6の疫学情報の収集は、参考4のチェックリストを参考に行う。

7 牛の評価

- (1) 家伝法第58条の規定に基づく手当金の評価額は、疑似患畜であることが確認される前の状態のものとし、当該牛が疑似患畜であることは考慮しない。
- (2) 評価額の算出は、原則として、当該牛の導入価格に、導入日から疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費(統計データを用いて算出する。)を加算して行い、これに当該牛の泌乳量、体型、経産の有無、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。
- (3) 牛の所有者等は、殺処分先立ち、牛の評価額の算定の参考とするため、殺処分の対象となる個体ごとに、当該牛の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。

(留意事項)

7 牛の評価額の算定方法(防疫指針第6の7)

患畜又は疑似患畜となった牛の評価額の算定については、「家畜伝染病予防法第五十八条に規定される手当金の交付に際し家畜等の評価額を決定する評価基準について」（昭和26年7月10日付け26畜局第2673号畜産局長通知）等を参考にすること。

8 と畜場におけるBSEの発生時の措置

- (1) 出荷都道府県は、出荷農場の同居牛について、疑似患畜となる可能性がある牛を特定し、疑似患畜の病性鑑定等を行うとともに、疫学情報の収集を進める。
- (2) 患畜から生産されたものが所在する都道府県は、次に掲げる措置を講ずる。
 - ア 患畜から生産されたもののうち汚染物品の特定及びその保管
 - イ 汚染物品の焼却方法の指示

第7 発生の原因究明

BSEのまん延防止及び再発防止のためには、感染源及び感染経路の究明が重要である。しかしながら、BSEは発生率が低く潜伏期間が長いという特徴を有しているため、因果関係の特定が困難である。このため、感染源及び感染経路の究明については、疫学的手法による分析・評価が必要である。

- 1 農林水産省及び都道府県は、BSEの発生の確認後直ちに、患畜又は疑似患畜（ただし、第4の2の（2）のイに該当するものを除く。）の生産地、飼料の給与状況等の疫学調査、飼料等の原材料の流通経路・成分等に関する調査を、関係都道府県及び市町村並びに動物衛生研究所、独立行政法人家畜改良センター及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター等の関係機関と連携して実施する。

この場合、BSEは発生の機序等科学的に未解明な部分が残されていることに鑑み、その原因について、あらゆる可能性について予断を持たずに調査する。

- 2 農林水産省は、小委の委員等の専門家からなる疫学調査チームを設置し、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行うとともに、調査の結果を踏まえ、原因究明の分析及び取りまとめを行う。

第8 研究の推進

BSEに関する研究については、これまで行われてきた研究により一定の成果が得られているものの、特に孤発性の疾病であることが示唆されている非定型BSEの感染性の解明や検出技術の開発等が依然として求められており、農林水産省は、動物衛生に関する唯一の専門研究所である動物衛生研究所を中心に、国内外の関係機関とも連携しつつ、引き続き、知見の収集、試験研究の推進等に努める。

第9 その他

- 1 種雄牛等遺伝的に重要な牛を含め、畜産関係者の保有する牛について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。
- 2 農林水産省消費・安全局長は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。
- 3 将来的な防疫措置の検討に資するため、第8で得られた研究結果、国内外の発生状況等を踏まえた検証を関係機関と協力して進めるとともに、必要に応じて本指針を速やかに見直す。

死亡牛届出及びBSE検査の状況 (留意事項 1 (1))

都道府県名 :

平成 年 月 分

月 齢	届出頭数	合計	検査頭数								
			特定臨床症状牛・特定臨床症状を呈していた可能性のある牛			歩行困難・起立不能牛等				一般的な農場死亡牛 (ア) c	
			計	(ア) a	(イ) a又はd	計	(ア) b	(イ) b	(イ) c		(イ) e
12か月齢未満											
12か月齢以上											
24か月齢以上											
48か月齢以上											
60か月齢以上											
72か月齢以上											
84か月齢以上											
96か月齢以上											
108か月齢以上											
不 明											
合 計											

※指針第3の(1)のAの分類に基づき、留意事項1に留意して分類する。

※検査頭数の内訳は、都道府県において実施したエライザ検査の結果を記入する。

※(ア) a又は(イ) a若しくはdに分類される牛については、別記様式2を併せて提出すること。

※(イ) eについては、検査を実施した理由書を添付すること。

○届出頭数と検査頭数との差については、検査を実施しなかった内訳等を以下により分類して記載する。

BSE特措法施行規則第4条第1号	頭
BSE特措法施行規則第4条第2号	頭
BSE特措法施行規則第4条第3号	頭
BSE特措法施行規則第4条第4号	頭
そ の 他	頭

※その他に該当する例がある場合は、その理由を別葉に記載して報告する。

都道府県名： _____
家畜保健衛生所名： _____
担当者名： _____

牛海綿状脳症（BSE）検査材料の詳細（留意事項1（1））

- 1 検体番号（都道府県の通し番号）： _____
- 2 採材年月日： _____年____月____日
（検査施設への）送付月日： _____年____月____日
検査年月日： _____年____月____日
- 3 検体の採材事由
 - ・ 指針に基づく分類：（ア）a ・（イ）a ・（イ）d
 - ・（当該検体の報告）家畜防疫員・獣医師・所有者
- 4 家畜保健衛生所でのBSEエライザ検査の結果：陰性・陽性（____月____日）
- 5 動物性加工たん白質を含む飼料給与の有無：有・無
有の場合：当該飼料の種類 _____
※肉骨粉を含む配合飼料、人工乳等。報告時点で判明していれば製品名も記載する。
- 6 当該牛の情報
 - 品種： _____（ホルスタイン種、黒毛和種、交雑種等の別）
 - 用途： _____（繁殖、肥育等の別）
 - 生年月日： _____年____月____日
 - 死亡（推定）年月日： _____年____月____日（____か月齢）
 - 性別：雄・雌
 - 個体識別番号： _____
 - 症状
 - ①治療に反応せず、次のa～gに該当する行動や神経症状を伴う進行性の変化（以下の該当する項目にチェックを入れる。当該牛の性格と考えられるものは除く。）
 - a： 興奮しやすい（ 攻撃的又は好戦的）
 - b： 音、光、接触等に対する過敏な反応
 - c： 群内序列の変化
 - d： 搾乳時の持続的な蹴り
 - e： 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
 - f： 扉、柵等障害物におけるためらい、 怯え又は神経質
 - g： 後躯麻痺 盲目 旋回
 - 異常な頭の動き 運動失調（異常な歩様） 異常に鳴く
 - 異常に舐める 眼瞼又は口唇の下垂 震とう又は眼振
 - その他BSEを疑う行動・症状（_____）
 - ②感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状
具体的な症状（_____）
- 診断
 - ①臨床診断（検案）名： _____
 - ②確定診断名： _____（検査手法： _____）
 - ※4でBSEエライザ検査陽性の場合、②の記載は不要
- 7 当該家畜の処理：全焼却・その他（_____）
- 8 その他追加すべき事項（病歴、臨床症状の経過等）
[_____]

異常牛を疑う牛の発生届出事項 (留意事項2)

都道府県

家畜保健衛生所

1 届出受理年月日時間: 年 月 日 時 分

2 届出者: (氏名) (職業)
(住所) (連絡先)

3 発生農家: (氏名) (職業)
(住所) (連絡先)

4 届出事項:
異常頭数: 品種: 生年月日(月齢): 、性別:
当該牛の生産地: 導入元: 個体識別番号:

5 症状

- ① 治療に反応せず、次のa~gに該当する行動や神経症状を伴う進行性の変化(以下の該当する項目にチェックを入れる。当該牛の性格と考えられるものは除く。)
- a: 興奮しやすい (攻撃的又は好戦的)
- b: 音、光、接触等に対する過敏な反応
- c: 群内序列の変化
- d: 搾乳時の持続的な蹴り
- e: 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
- f: 扉、柵等障害物におけるためらい、 怯え又は神経質
- g: 後躯麻痺 盲目 旋回
- 異常な頭の動き 運動失調(異常な歩様) 異常に鳴く
- 異常に舐める 眼瞼又は口唇の下垂 震とう又は眼振
- その他BSEを疑う行動・症状()
- ② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状
具体的な症状()

6 その他の症状:

7 5及び6の症状の経過:

8 既にとった措置:

9 動物性たん白質飼料給与歴の有無:
有・無(有の場合、種類、給与歴)

10 届出者への指示事項:

11 届出受理者氏名:

12 処置:

(1) 通報(時間)
家畜保健衛生所: 、都道府県畜産主務課:

(2) 現地調査
氏名: 、出発時間:

大孔法の手順（留意事項4（3）ウ）

- 1 頭部を後頭骨と環椎の間で切断する。
- 2 切断した頭部を、上下を逆にして下顎が上になるように解剖台の上に置く。
- 3 大孔（大後頭孔）から延髄と硬膜の間にへら状のスプーン（薬匙など）を挿入し、延髄から硬膜を注意深く剥離しつつ、第7、8、9、10及び11脳神経を切断する。
- 4 へら状スプーンを注意深く使い、小脳脚を切断（図1）、さらに小脳脚部で脳幹部を切断する（図2）。

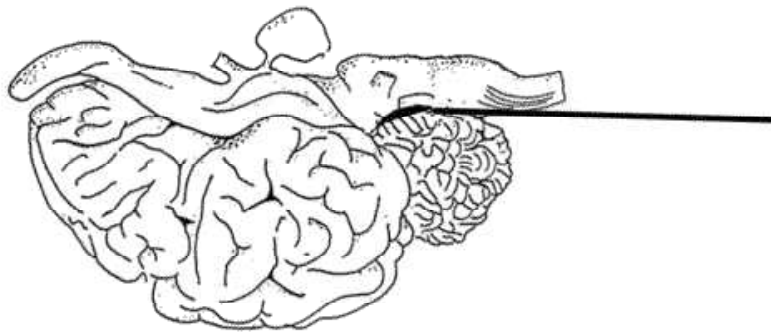


図1：小脳脚を切断

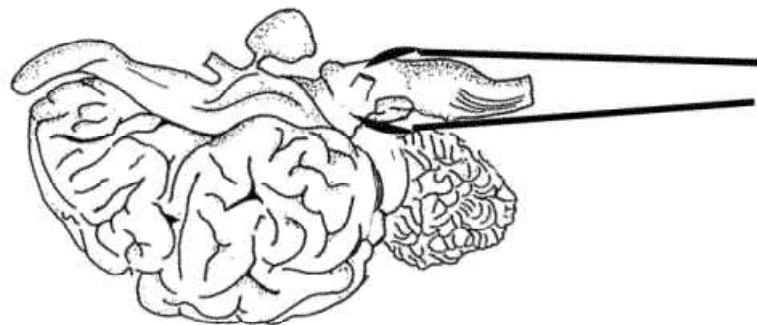


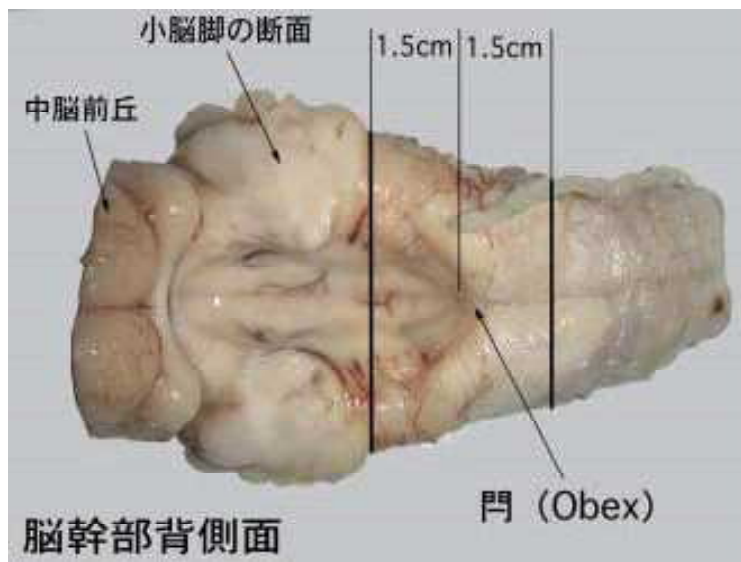
図2：小脳脚部で脳幹部を切断

- 5 脳幹部を注意深く摘出する。

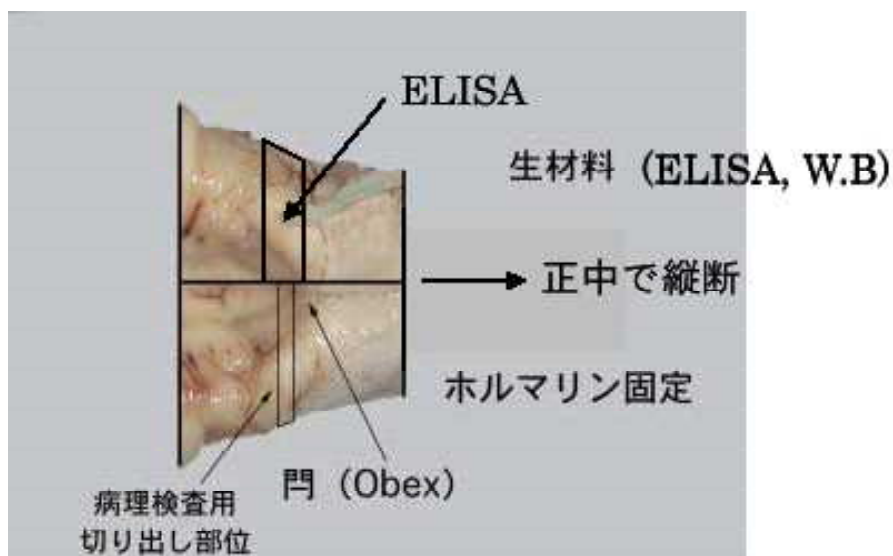
注意：特に延髄門部を破損しないよう、細心の注意を払うこと。

採材方法（留意事項4（3）エ）

- 1 ナイフもしくは剃刀を使用し、脊髓中心管の入り口を必ず中央にして前後約1.5cmの位置で延髄を横断する。



- 2 ナイフもしくは剃刀を使用し、正中で門部を含む延髄を縦断する。



- 3 1の前後の残りの部分はナイフ又は剃刀を使用して正中線で縦断し、右側を生材料、左側をホルマリン固定材料とする。なお、これらの部位の生材料は、門部の生材料とは別の容器に入れること。

脳が融解液化している場合の採材方法（留意事項4（3）オ）

脳が融解液化していると想定される場合は、大孔法の手順（別添1）による採材に準じて行う。

- 1 ヘラ状のスプーン（薬匙又は本病検査材料採材用スプーン）を用いて脳幹部5g程度をかきとる。
- 2 ある程度の形状を保っている場合には、門部（Obex）近傍の領域を採材する。
- 3 完全に融解している場合には、かきとった試料を混合（コニカルチューブに入れてボルテックス）し、全体を均一にした後秤量、採材する。

検体の郵送に当たっての注意（留意事項4（5）イ（ア））

内国郵便約款第9条第4項の規定に基づき、国連規格容器による適切な包装等を行い、送付すること。

なお、差出しに当たっては、当該郵便物の輸送方法を自所の配達を受け持つ集配郵便局（以下「受持郵便局」という。）に照会し、輸送方法により次のとおり措置の上、当該郵便局に差し出すこと。

1 送達の途中で航空機による輸送が行われない検体在中郵便物

次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品名：牛の組織等 「危険物」*
差出人：
自治体名：
検査所名：
住所：
電話番号：
資格：家畜防疫員（獣医師）
氏名：

※朱記すること。

2 送達の途中で航空機による輸送が行われる検体在中郵便物

(1) 次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品名：牛の組織等 「危険物」* ¹
国連番号：
差出人：
自治体名：
検査所名：
住所：
電話番号：
資格：家畜防疫員（獣医師）
氏名：
ドライアイス〇〇kg在中* ²

※1：朱記すること。

※2：ドライアイスを入れて送付する場合は朱記すること。

(2) 検体を格納する容器は「国連規格容器」とすること。

(3) 1容器当たりの内容量は、液体の場合は1,000mL未満、個体の場合は50gを限度とすること。

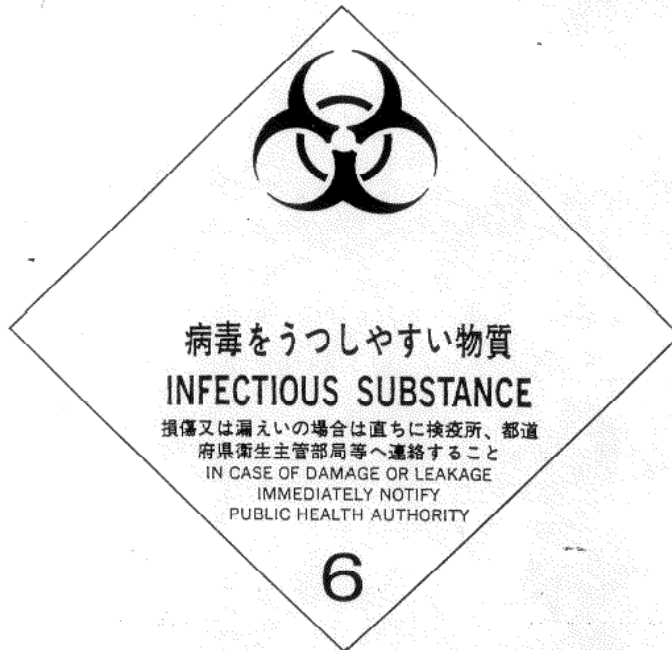
(4) 郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6.2）を貼付すること。（注2）

(5) 国連規格容器の外側にドライアイスを入れダンボール等で包んだ場合は郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：9）を貼付すること。（注2）

- (6) (5) の場合は、郵便物の引受時に、検体が国連規格容器に格納されているかどうかを確認するため、郵便局職員が外側のダンボール等の開示を求める場合があるので、これに応じること。
- (7) 危険物申告書を2部作成し、小包とともに差し出すこと。(注3)
なお、小包には、「危険物申告書在中」と記載した開封された封筒を貼付すること。郵便局において危険物申告書の内容を確認した後、返付されるので、郵便局職員立ち会いの下、当該封筒に封入すること。
- (注1) 航空機による輸送の場合、航空法(昭和27年法律第231号)第86条第1項、航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第194条第2項及び関係告示等による規制を受ける。
- (注2) ラベルの様式は参考2のとおり。(受持郵便局に必要分を請求すること。)
- (注3) 危険物申告書は参考3のとおり。(なお、当該申告書については今回の検体輸送用に旧郵政事業庁(現:日本郵政グループ)・各航空会社間で特別に定めたものであり、他には使用できない。)

(参考2)

1 輸送許容物件表示ラベル (分類番号: 6.2)



2 輸送許容物件表示ラベル (分類番号: 9)



(航空輸送)

郵便物に含まれる危険物申告書 (牛の組織等)

下記の郵便物の品名、数量等はすべて正確であり、国連規格容器に納入し、包装、表示等は航空法及びその関連規則に従って行われています。この郵便物は航空機への積載の制限範囲内のものであり、航空機による輸送に適した状態にあります。

申告書作成年月日		平成 年 月 日	
品名	牛の組織等		
	UN 2 8 1 4 UN 2 9 0 0	人体及び動物に対し伝染性がある病 毒を移しやすい物質 (液体)	(注 1) mL
	UN 2 8 1 4 UN 2 9 0 0	人体及び動物に対し伝染性がある病 毒を移しやすい物質 (固体)	(注 2) g
	UN 1 8 4 5	ドライアイス	kg
国連規格容器の外側にドライアイスを入れて更に別の容器等で包装			

差出人
 自治体名：
 検査所名：
 住 所：
 電話番号：
 氏 名：家畜防疫員 (獣医師)

受取人
 機 関 名：
 住 所：
 電 話：
 氏 名：

航空会社使用欄

(注 1) 内容物が液体の場合、1 容器に納めることのできる総量は1,000mL未満です。
 (注 2) 内容物が固体の場合、1 容器に納めることのできる総量は50gまでです。

(航空輸送)

郵便物に含まれる危険物申告書（牛の組織等）記入例

下記の郵便物の品名、数量等はすべて正確であり、国連規格容器に納入し、包装、表示等は航空法及びその関連規則に従って行われています。この郵便物は航空機への積載の制限範囲内のものであり、航空機による輸送に適した状態にあります。

申告書作成年月日		平成 年 月 日	
品名	牛の組織等		
	UN2814 UN2900	人体及び動物に対し伝染性がある病 毒を移しやすい物質（液体）	（注1） mL
✓	UN2814 UN2900	人体及び動物に対し伝染性がある病 毒を移しやすい物質（固体）	（注2） 40g
✓	UN1845	ドライアイス	1kg
✓	国連規格容器の外側にドライアイスを入れて更に別の容器等で包装		

差出人 自治体名：〇〇県 検査所名：〇〇家畜保健衛生所 住所：〇〇市〇〇 1-2-3 電話番号： 氏名：家畜防疫員（獣医師） 〇〇 〇〇
受取人 機関名：国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所 住所：305-0856 茨城県つくば市観音台3-1-5 電話：029-838-7707 氏名：企画管理部業務推進室交流チーム

航空会社使用欄

（注1）内容物が液体の場合、1容器に納めることのできる総量は1,000mL未満です。

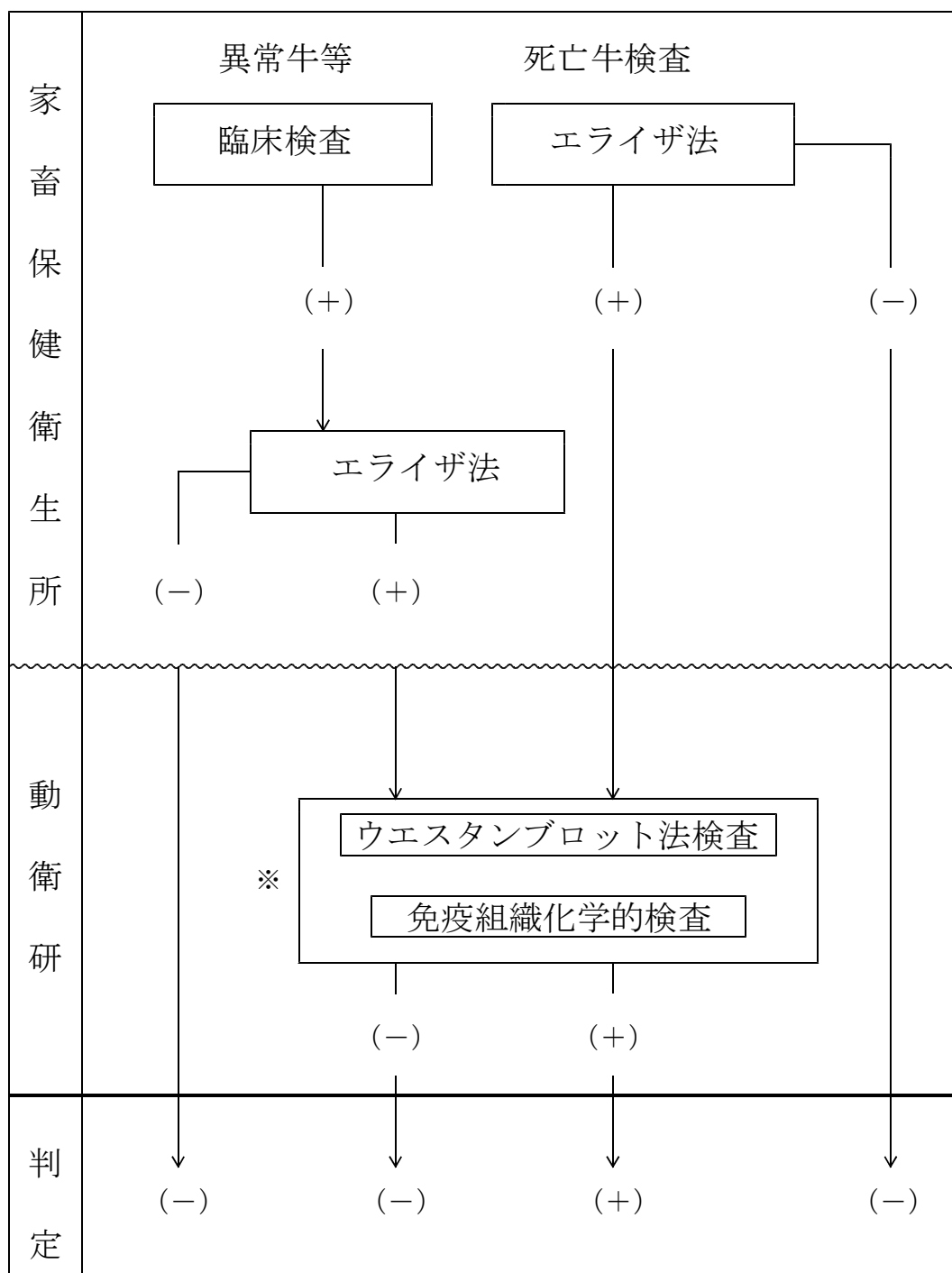
（注2）内容物が固体の場合、1容器に納めることのできる総量は50gまでです。

○チェックリスト（留意事項6）

区分	調査項目	内容	収集確認
生産農場	飼養状況	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛：飼養確認、出生から現在までの飼養管理状況、産歴（子牛の状況）、疾病と治療記録 他家畜（豚、鶏等）の飼養の確認 同居牛：飼養頭数、牛舎及び周辺の見取り図 	<ul style="list-style-type: none"> 血統書 結核病等検査名簿 診療簿 AI (ET) 記録
	給与飼料	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛への肉骨粉等動物性たん白質飼料の給与の有無 当該牛に給与したすべての飼料（配合飼料、粗飼料、補助飼料、人工乳、医薬品等）のリストアップと製造メーカーの確認 豚、鶏用飼料の取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> 購入伝票 飼料給与記録
	同居牛等	<ul style="list-style-type: none"> 同居牛の臨床検査 当該牛が当該農場で飼養されていた期間における同居牛のリストアップ 当該牛が当該農場で飼養されていた期間において、移動した同居牛の状況 当該牛が当該農場で飼養されていた期間における死亡、廃用した同居牛のリストアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 市場記録 家畜商記録 診療簿 牛の個体識別情報
	預託状況	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛の他農場や公共牧場への預託状況 	<ul style="list-style-type: none"> 預託記録（入牧記録）
	施肥状況	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛が当該農場で飼養されていた期間に使用した肥料のリストアップ及び取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> 購入伝票
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ペットの飼養及びペット用フードの取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> 購入伝票
預託農場	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛の預託期間 預託先における飼料給与状況 公共牧場における施肥状況 	<ul style="list-style-type: none"> 預託記録（入牧記録） 	

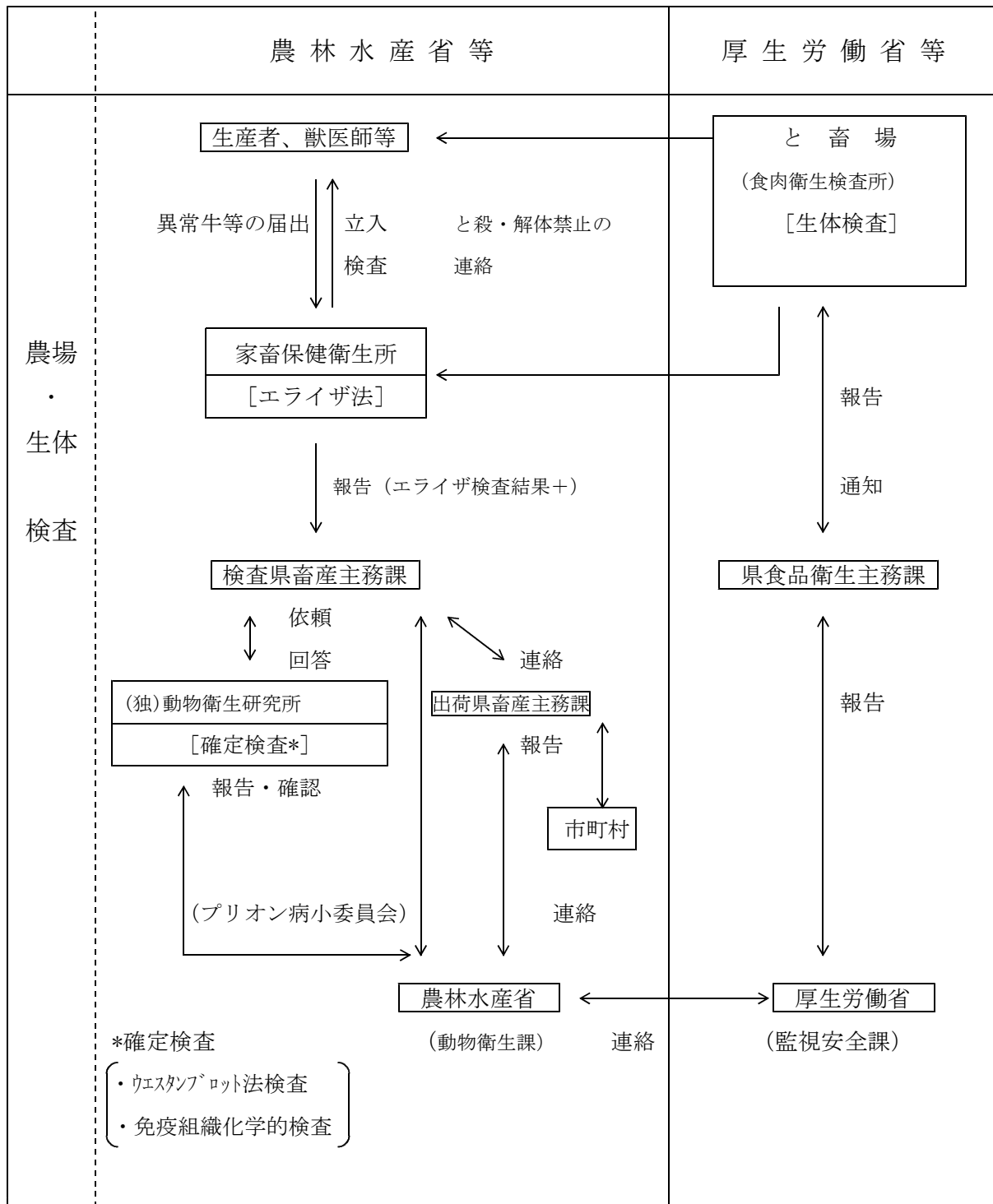
※DNA鑑定、登録書（鼻紋等）、共済No.、個体識別番号等により個体を取り違えないよう確認すること。

○BSE検査チャート



※いずれか一方の確認検査の結果が (+) となった場合は、陽性と判定する。

1 異常牛等の通報があった場合



〈BSE患畜決定までの流れ〉

